別添2

「インターネット・ホットラインセンター」で取り扱う違法情報、有害情報について

違法情報

① わいせつ物公然陳列（刑法第１７５条）
② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第７条）
③ 売春防止法違反の広告（同法第６条２項）
④ 出会い系サイト規制法違反（同法第６条違反の禁止誘引行為）
⑤ 規制薬物（麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第９条）
⑥ 広告規制（覚せい剤取締法第２０条の２、麻薬及び向精神薬取締法第２９条の２及び第５０条の１８、大麻取締法第４条第１項第４号）
⑦ 口座売買等の勧誘・誘引（犯罪による収益の移転防止に関する法律第２６条第４項）
⑧ 携帯電話等の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法第２３条）

有害情報

① 情報自体から違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
② 列挙した違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
③ 人を自殺に誘引・勧誘する情報（集団自殺の呼びかけ等）